

大口町告示第50号

大口町行政手続における押印廃止に係る環境対策室所管の要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政手続における押印廃止に係る環境対策室所管の要綱の整備  
に関する要綱

(大口町不燃物集積場整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大口町不燃物集積場整備事業補助金交付要綱(昭和56年大口町告示第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の次に「(昭和45年法律第137号)」を加える。

様式第1及び様式第3中「㊤」を削る。

様式第5中「㊤」を削り、

「

現金	口座 振替	農協 銀行		支店
		預金の種類 (該当に○印)	普通・当座	
		口座番号		
		口座名義人		

を

\*現金又は口座名義人のいずれかを○で囲み、口座の場合は  
該当事項を記入のこと。

「

口座 振替	農協 銀行		支店
	預金の種類 (該当に○印)	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人		

」

に改める。

(大口町し尿汲取助成金交付要綱の一部改正)

第2条 大口町し尿汲取助成金交付要綱(平成元年大口町告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大口町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年大口町条例第14号)第12条」を「大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年3月23日条例第7号)第22条」に改める。

第4条中「大口町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和54年大口町規則第1号)第8条第1項に規定する」を削る。

様式第1及び様式第3中「㊟」を削る。

(大口町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の一部改正)

第3条 大口町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成3年大口町告示第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2及び様式第4中「㊟」を削る。

(大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成3年大口町告示第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4及び様式第5中「㊟」を削り、様式第6中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「印」を削る。

様式第8中「㊟」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱の一部改正)

第5条 大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱(平成6年大口町告示第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第3及び様式第5中「㊟」を削る。

(大口町リサイクル活動助成金交付要綱の一部改正)

第6条 大口町リサイクル活動助成金交付要綱(平成7年大口町告示第63号)の一部を次のように改正する。

様式第5中「㊟」を削る。

(大口町公共施設アダプトプログラム推進要綱の一部改正)

第7条 大口町公共施設アダプトプログラム推進要綱（平成12年大口町告示第150号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第3中「㊟」を削る。

(大口町粗大ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理券取扱要綱の一部改正)

第8条 大口町粗大ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理券取扱要綱（平成14年大口町告示第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「引き渡し」を「引渡し」に改め、同条第2項中「引渡す」を「引き渡す」に改める。

第7条第2項中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

様式第1中「㊟」を削り、「申し込み」を「申込み」に改める。

様式第4、様式第5及び様式第7中「㊟」を削る。

(大口町雨水利用簡易貯留施設設置費補助金交付要綱の一部改正)

第9条 大口町雨水利用簡易貯留施設設置費補助金交付要綱（平成14年大口町告示第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」を削り、「切り捨て」を「切捨て」に改める。

様式第3及び様式第6中「㊟」を削る。

(大口町スズメバチ類の駆除に関する補助金交付要綱の一部改正)

第10条 大口町スズメバチ類の駆除に関する補助金交付要綱（平成17年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」を削り、「切り捨て」を「切捨て」に改める。

様式第3中「㊟」を削り、

- 「 1 郵便局の口座はお取り扱いできません。
- 2 出張所口座の場合、必ず出張所名も合わせてご記入下さい。 を
- 3 口座名義人のふりがなを必ずご記入下さい。 」
- 「 1 出張所口座の場合、必ず出張所名も合わせてご記入下さい。 に改める。
- 2 口座名義人のふりがなを必ずご記入下さい。 」

(大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱の一部改正)

第 1 1 条 大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱（平成 3 1 年大口町告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「印」を削り、「切り捨て」を「切捨て」に改める。

様式第 3 及び様式第 4 - 1 中「㊟」を削る。

様式第 5 中「印」を削る。

様式第 7 及び様式第 8 中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。